

## 令和7年4月 改正法(建築基準法・建築物省エネ法)の施行日前後における 令和7年3月までの **確認申請の受付** について

日頃、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年4月から改正建築基準法等が施行されることに伴う申請手続き等に対応させていただくため、確認申請の受付等について下記のとおりご案内いたします。

**3月31日まで**に確認済証の交付を希望される物件は、次の提出期日(目安)までに確認申請書の提出をお願いします。

- ・1号～3号建築物……………**令和7年2月25日**
- ・4号建築物(構造計算付)…**令和7年2月25日**
- ・4号建築物(構造計算無)…**令和7年3月12日**
- ・工作物、昇降機……………**令和7年3月12日**

次の物件を**事前協議**で受け付けます。  
事前協議を行った物件は、**令和7年4月1日**  
から**確認申請書**を本申請で受け付け、  
**速やかに確認済証**を交付します。

- ・令和7年4月1日以降に着工する物件
- ・改正法(建築基準法・建築物省エネ法)を適用した確認済証の交付を希望される物件

- 原則3月31日(月)までに確認済証を交付します。
- 消防同意や、申請者様が必要な申請図書の是正等を3月28日(目安)までに終了しないときは**交付できない**場合があります。この場合4月1日以降に法改正後の新申請書・図書等で改めて申請をお願いします。
- 提出期日(目安)については、審査に加え補正等に要する平均的な日数を見込んだものとしています。
- 非住宅の場合はお早めに申請をお願いします。

- 事前協議を3月中に終わることで、4月1日以降お早めに確認申請を提出していただき、速やかな確認済証の交付につながります。
- 手数料は4月1日以降の新料金の適用となります。
- 4月1日以降に着工する物件は、事前協議をご活用願います。事前協議の図書は改正後の新申請書・図書等になります。
- 事前協議は、センターの4事務所で行うため各事務所にお問い合わせください。
- 個別のご要望にもできるだけ対応いたしますので、気兼ねなくご相談ください。

### ご注意:

4号建築物(現在)から新2号建築物(改正後)となる木造建築物で、**令和7年3月31日までに確認済証の交付を受けたが、着工日が令和7年4月1日以降となった場合、改正法が適用されるため、着工後の計画変更や検査申請の際に、構造関係規定や省エネ基準の適合性に係る図書の追加提出が必要になります。**